

大規模施設への営業時間の短縮の働きかけについて

1 対象区域

1 5 市町

(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市)

2 働きかけの内容

特措法施行令第11条第1項に規定する施設のうち、**建築物の合計面積が千平方メートルを超える大規模な集客施設等**(ショッピングセンター、百貨店等)に対して、20時までの営業時間の短縮の協力を依頼(映画館等、イベント関連施設等は21時までの時短の協力依頼)。

3 働きかけの期間

令和3年8月17日(火)～8月31日(火)【15日間】

4 対象施設

施設の種類	施設例	働きかけの内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	・1,000㎡を超える施設について、20時までの営業時間短縮(映画館含むイベント関連施設等は21時まで) ・施設内外に混雑が生じることがないように入場整理の徹底 ・入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて周知
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニスコート、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地等	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等	
遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	・1,000㎡を超える施設について、20時までの営業時間短縮 ・施設内外に混雑が生じることがないように入場整理の徹底 ・入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて周知
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等	
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等	
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等	